

訪問介護の基本報酬引下げ見直しと介護報酬の引上げ再改定を求める意見書

高齢者の在宅介護は、コロナ禍に続く物価高騰により介護事業所の運営は厳しい状況にある。また、介護職員の処遇の改善は進んでおらず、人手不足に拍車がかかっている。そのような中で、2024年度の介護報酬改定により訪問介護の基本報酬が引き下げられた。

全国社会福祉協議会、全国ホームヘルパー協議会及び日本ホームヘルパー協会は厚生労働大臣に、基本報酬の引き下げに対して「私たちの誇りを傷つけ、さらなる人材不足を招くことは明らかで、このような改定は断じて許されない」と異例の抗議文を提出するなど介護関係団体からの抗議や危惧する声があがっている。低すぎる介護報酬のため職員の処遇改善を図ることが困難な実態があり、ヘルパーの人材不足が深刻になるなど多大な影響がある。また、特に自宅で生活をしている人を中心に訪問介護をしている事業所は厳しい状況にある。ホームヘルパーの人材確保は喫緊の課題となっており、2022年度の有効求人倍率は1.5倍以上という深刻な人材不足状態である。

株式会社東京商工リサーチの調査によると、2024年の訪問介護事業の倒産が81件判明し、2023年の年間67件を上回り、過去最多を記録している。そのほとんどが小規模・零細事業所の倒産である。

このままでは、在宅介護を受けられない高齢者の「在宅放置」を招きかねない。身体介護、生活援助などの訪問介護は、要介護者の在宅での生活を支える上で欠かせないものである。介護利用者からは「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らし続けられない」「親を施設に入れざるを得ない」と不安と抗議の声が広がっている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、訪問介護の基本報酬引下げを見直し、介護労働者の大幅な処遇改善ができるよう介護報酬の引上げを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月27日

泉 大 津 市 議 会

送付先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣